

医用画像管理システム更新業務の公募型プロポーザルに係わる

募集要項等に関する質問回答

2019年1月25日

医療法人 誠医会 宮川病院

- 1 本質問回答は、2019年1月7日(月)から1月18日(金)までに受け付けた医用画像管理システム更新業務の公募型プロポーザルに係わる募集要項等に関する質問を項目順に整理するとともに、その回答を記載したものです。
- 2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、当院で整理していますので注意してください。
- 3 「番号」は通し番号です。

総括

書類名	質問件数
募集要項 兼 基本仕様書	3
別紙1 既存医療情報システム一覧	0
別紙2 既存医療情報システム概念図	0
別紙3 システム・機器等連携説明資料	0
別紙4 当院平面図	0
様式1 公募型プロポーザル参加資格確認申請書	0
様式2 会社概要	0
様式3 類似業務実績一覧	0
様式4 公募型プロポーザル参加辞退届	0
様式5 質問書	0
様式6 機能要求仕様書兼選択式回答書	8
様式7 主担当予定者に関する調書	0
様式8 見積書	0
様式9 見積金額内訳書	0

【募集要項 兼 基本仕様書】

番号	質問	参考頁	回答
1	<p>”本稼働時点において、サポート終了が発表されているバージョンは提案しないこと。”とございますが、最新の WindowsOS においても、メーカーより、サポート終了が発表されており、提案できる OS がございません。本調達システムのサーバ要求事項にあります、稼働後 6 年間のメーカーサポートされる OS のご提供ではいかがでしょうか？</p> <p>https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle/search/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Windows 10 IoT Enterprise 2019 LTSC 延長サポート終了日 2029/01/19 ・ Windows Server 2016 延長サポート終了日 2027/01/12 	7	<p>本要件は、提案製品に対するものですので、提案製品が稼働後 6 年間サポートできる構成であれば問題ありません。</p>
2	<p>サーバラックの設置スペース、温度調整、荷重に制限はありませんでしょうか？また、サーバラックはアンカー打ち等のご指定はございますでしょうか？</p>	8	<p>サーバラックは病院内に設置しますので、無制限ではありませんが、一般的なものであれば問題ない範囲だと考えております。</p> <p>そのため、「募集要項 兼 基本仕様書」の「7.3 ハードウェア要件」に優先交渉権者特定後の情報提供について記載しております。</p> <p>また、サーバラックのアンカー打ちは不要です。</p>
3	<p>クライアントは画像参照ビューアーのライセンスだけでよく、画像読影専用ビューアー端末やモニター等は不要でしょうか？</p>	8	<p>画像参照用ビューアーのみで構いません。</p>

【様式 6 機能要求仕様書兼選択式回答書】

番号	質問	参考頁	回答
1	<p>“画像読影ワークステーション”とは、医用画像サーバから画像参照する画像読影専用ビューアー端末ととらえてよろしいでしょうか。</p>	<p>1.2.2 及び 1.2.8</p>	<p>そのとおりです</p>
2	<p>読影用 Monitor を同時に提供する場合に実現できる機能との認識でよろしかったでしょうか。</p>	1.3.60	<p>そのとおりです。</p>
3	<p>読影用 Monitor を同時に提供する場合に実現できる機能との認識でよろしかったでしょうか。</p>	1.3.61	<p>そのとおりです。</p>

4	読影用 Monitor を同時に提供する場合に実現できる機能との認識でよろしかったでしょうか。	1.3.62	そのとおりです。
5	電子カルテと連携されるとは、電子カルテで登録され ID/PW で PACS が起動できればよいという認識でよろしかったでしょうか。	1.1.2.3	そのとおりです。
6	パスワード期間を病院共通にしますと、ユーザー毎のパスワード有効期間の設定ができないように思われますが、いかがでしょうか。	1.1.2.7	パスワード変更後〇〇日という設定については、病院共通という意味です。
7	ユーザー本人以外は、管理者であってもパスワードを知ることにはできないという機能になりますでしょうか。 それとも、ハードディスクやDBのセキュリティにより外部から確認できなければ、それでも良いのでしょうか。	1.1.2.12	暗号化した状態で保存され、権限のあるユーザーは複合化した状態で確認できることを想定したものです。
8	“画像読影ワークステーション”とはこの場合、画像読影専用ビューアー端末とビューアーが連係起動する電子カルテ端末双方に対して、という認識でよろしかったでしょうか。	1.2.8	そのとおりです。